

(1) 事務配分上の特例効果

県で処理している事務の一部が政令指定都市に配分され、住民に最も身近な基礎自治体として、より自主自立的かつ総合的な行政サービスの提供を行うことができるようになります。

政令市になると、県で処理している次のような事務を直接行えるようになり、住民に最も身近な基礎自治体として一体的な行政サービスの提供ができるようになります。

(例)

民生行政に関する事務

【**児童相談所の設置**】地方自治法施行令第 174 条の 26

児童福祉法第 12 条第 1 項 等

- ・児童相談所の設置により、児童福祉に関するほとんどの事務を市で行うことができるようになり、迅速にサービスの提供を図ることができます。

都市計画等に関する事務

【**都市計画の決定**】地方自治法施行令第 174 条の 3 8

都市計画法第 8 7 条の 2 等

- ・「線引き」を除く、県が処理する都市計画決定に関する事務の大半を市で行うことができるようになり、より自主的な都市計画の策定が可能となります。

土木行政に関する事務

【**国道・県道の管理**】道路法第 1 7 条第 1 項

- ・指定区間（国道 3 号、5 7 号）以外の国道及び県道の管理を行うことができるようになり、住民の生活に直結した幹線道路を自主的に管理できることとなります。

文教行政に関する事務

【**県費負担教職員の任免等**】地方教育行政の組織及び運営に関する法律
第 58 条

- ・小中学校の教職員の採用、人事異動等の任命権を持つこととなり、独自で特色のある学校教育運営等が可能となります。

参考

指定都市・中核市・特例市の処理する主な事務の比較

(第27次地方制度調査会第28回専門小委員会資料より)

指定都市の処理する主な事務

- 民政行政に関する事務
 - ・児童相談所の設置
- 都市計画等に関する事務
 - ・都道府県道、厚原施設、流通業務団地等に関する都市計画決定
 - ・市街地開発事業に関する都市計画決定
- 土木行政に関する事務
 - ・市内の指定区間外の国道の管理
 - ・市内の県道の管理
- 文教行政に関する事務
 - ・県費負担教職員の任免、給与の決定

中核市の処理する主な事務

- 民生行政に関する事務
 - ・身体障害者手帳の交付
 - ・母子相談員の設置
 - ・母子・寡婦福祉資金の貸付け
 - ・養護老人ホームの設置認可・監督
- 保健所の設置（保健所設置市が行う事務）
 - ・地域住民の健康保持、増進のための事業の実施
 - ・飲食店営業等の許可
 - ・一般廃棄物処理施設、産業廃棄物処理施設の許可
 - ・浄化槽設置等の届出
 - ・温泉の供用許可
- 都市計画等に関する事務
 - ・屋外広告物の条例による設置制限
- 環境保全行政に関する事務
 - ・ばい煙発生施設、一般粉じん発生施設の設置の届出
- 文教行政に関する事務
 - ・県費負担教職員の研修

特例市の処理する主な事務

- 都市計画等に関する事務
 - ・市街化区域又は市街化調整区域内の開発行為の許可
 - ・市街地開発事業の区域内における建築の許可
 - ・都市計画事業の施行地区内における建築等の許可
 - ・市街地再開発事業の施行地区内における建築等の許可
 - ・土地区画整理組合の設立の許可
 - ・土地区画整理事業の施行地区内の建築行為等の許可
 - ・住宅地区改良事業の改良地区内の建築等の許可
 - ・宅地造成の規制区域内における宅地造成工事の許可
- 環境保全行政に関する事務
 - ・騒音を規制する地域、規制基準の指定
 - ・悪臭原因物の排出を規制する地域の指定
 - ・振動を規制する地域の指定
- その他
 - ・計量法に基づく勧告、定期検査

